

用地区域内にある土地等を農業經營基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた同条の農用地利用集積計画の定めることにより該した場合（第六十五条の三第一項第七号又は前条第一項第二十五号の規定の適用がある場合を除く。）

三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九条第一項の規定による公告があつた同項の所有権移転等促進計画の定めることにより土地等（同法第二条第二項第一号又は第二号に掲げる土地及び当該土地の上に存する権利に限る。）の譲渡（農林業の体験のための施設その他の財務省令で定める施設の用に供するためのものを除く。）をした場合（第六十五条の三第一項第七号又は前条第一項第一号若しくは第二十五号の規定の適用がある場合を除く。）

#### 四 省 路

##### 215 省 路

###### （国外関連者との取引に係る課税の特例）

第六十六条の四 法人が、昭和六十一年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該法人に係る国外関連者（外国法人で、当該法人との間にいすれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する關係その他他の政令で定める特殊の關係（次項・第五項及び第十項において「特殊の關係」という。）のあるものをいう。以下この条において同じ。）との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引を行つた場合に、当該取引（当該国外関連者が恒久的施設を有する外国法人である場合には、当該国外関連者の法人税法第二百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る取引として政令で定めるものを除く。以下この条において「国外関連取引」という。）につき、当該法人が当該国外関連者から支払を受けける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、当該法人の当該事業年度の所得に係る同法その他の法人税に関する法令の適用について、当該国外関連取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす。

用地区域内にある土地等を農業經營基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた同条の農用地利用集積計画の定めることにより該した場合（前条第一項第二十五号の規定の適用がある場合を除く。）

三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九条第一項の規定による公告があつた同項の所有権移転等促進計画の定めることにより土地等（同法第二条第二項第一号又は第二号に掲げる土地及び当該土地の上に存する権利に限る。）の譲渡（農林業の体験のための施設その他の財務省令で定める施設の用に供するためのものを除く。）をした場合（前条第一項第一号又は第二十五号の規定の適用がある場合を除く。）

#### 四 同 上

##### 215 同 上

###### （国外関連者との取引に係る課税の特例）

第六十六条の四 法人が、昭和六十一年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該法人に係る国外関連者（外国法人で、当該法人との間にいすれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する關係その他他の政令で定める特殊の關係（次項・第五項及び第十項において「特殊の關係」という。）のあるものをいう。以下この条において同じ。）との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引を行つた場合に、当該取引（当該国外関連者が恒久的施設を有する外国法人である場合には、当該国外関連者の法人税法第二百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る取引として政令で定めるものを除く。以下この条において「国外関連取引」という。）につき、当該法人が当該国外関連者から支払を受けける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、当該法人の当該事業年度の所得に係る同法その他の法人税に関する法令の適用については、当該国外関連取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす。

2 前項に規定する独立企業間価格とは、国外関連取引が次の各号に掲げる取引のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める方法のうち、当該

国外関連取引の内容及び当該国外関連取引の当事者が果たす機能その他的事情を勘案して、当該国外関連取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合に当該国外関連取引につき支拂われるべき対価の額を算定するための最も適切な方法により算定した金額をいう。

一 棚卸資産の販売又は購入 次に掲げる方法

イ 独立価格比率法（特殊の関係にない売手と買手が、国外関連取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を当該国外関連取引と取引段階、取引数量その他のが同様の状況の下で売買した取引の対価の額（当該同種の棚卸資産を当該国外関連取引と取引段階、取引数量その他のに差異のある状況の下で売買した取引がある場合において、その差異により生ずる対価の額の差を調整できるときは、その調整を行つた後の対価の額を含む。）に相当する金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法をいう。）

ロ (1) 二省略

3 1 6 省略

7 法人が当該事業年度の前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人のその前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）において当該法人に係る一の国外関連者との間で行つた国外関連取引（前事業年度等がない場合その他の場合で定める場合には、当該事業年度において当該法人と当該一の国外関連者との間で行つた国外関連取引）が次のいずれにも該当する場合又は当該法人が前事業年度等において当該一の国外関連者との間で行つた国外関連取引がない場合として政令で定める場合には、当該法人が当該事業年度において当該一の国外関連者との間で行つた国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類については、前項の規定は、適用しない。

一 省略

二 一の国外関連者との間で行つた国外関連取引（無形資産（有形資産

2 同上

一 同上

イ 独立価格比率法（特殊の関係にない売手と買手が、国外関連取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を当該国外関連取引と取引段階、

取引数量その他のが同様の状況の下で売買した取引の対価の額（当該同種の棚卸資産を当該国外関連取引と取引段階、取引数量その他のに差異のある状況の下で売買した取引がある場合において、その差異により生じる対価の額の差を調整できるときは、その調整を行つた後の対価の額を含む。）に相当する金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法をいう。）

ロ (2) 二同上

3 1 6 同上

7 同上

一 同上

二 一の国外関連者との間で行つた国外関連取引（特許権、実用新案権

及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう。以下この号及び次項において同じ。)の譲渡若しくは貸付け(無形資産に係る権利の設定その他他の者に無形資産を使用させる一切の行為を含む。)又はこれらに類似する取引に限る。)につき、当該一の国外関連者から支払われる対価の額及び当該一の国外関連者に支払う対価の額の合計額が三億円未満であること。

- 8 法人が各事業年度において当該法人に係る国外関連者との間で行った特定無形資産国外関連取引(国外関連取引のうち、特定無形資産(国外関連取引を行つた時において評価すること)が困難な無形資産として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の譲渡若しくは貸付け(特定無形資産に係る権利の設定その他の者に特定無形資産を使用させる一切の行為を含む。)又はこれらに類似する取引をいう。以下この項において同じ。)について、当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となつた事項(当該特定無形資産国外関連取引を行つた時に当該法人が予測したものに限る。)についてその内容と相違する事実が判明した場合には、税務署長は、第二項各号に掲げる取引のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める方法のうち、当該特定無形資産国外関連取引の内容及び当該特定無形資産国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情(当該相違する事実及びその相違することとなつた事由の発生の可能性(当該特定無形資産国外関連取引を行つた時における客観的な事実に基づいて計算されたものであることその他の要件を満たすものに限る。)を含む。)を勘案して、当該特定無形資産国外関連取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合に当該特定無形資産国外関連取引につき支払われるべき対価の額を算定するための最も適切な方法により算定した金額を第一項に規定する独立企業間価格とみなして、当該法人の当該事業年度の所得の金額又は損益金額につき法人税法第二条第三十九号に規定する更正(以下この条において「更正」という。)又は同法第二条第四十号に規定する決定(第十二項、第十四項及び第二十七項において「決定」という。)をすることができる。ただし、当該特定無形資産国外関連取引の対価の額との項本文の規定を適用したならば第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額とが著しく相違しない場合として政令で定める場合に該当するときは、の限りでない。

その他の財務省令で定める資産の譲渡若しくは貸付け(資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。)又はこれらに類似する取引に限る。)につき、当該一の国外関連者から支払を受けた対価の額及び当該一の国外関連者に支払う対価の額の合計額が三億円未満であること。

前項本文の規定は、法人が同項の特定無形資産国外関連取引（第二十  
五項の規定により各事業年度において法人が当該法人に係る国外関連者  
との間で取引を行つた場合に当該事業年度の確定申告書（法人税法第二  
条第三十一号に規定する確定申告書をいう。同項において同じ。）に添  
付すべき書類に、当該特定無形資産国外関連取引に係る同項に規定する  
事項の記載があるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に添  
付する文に掲げる事項の全てを記載した書類（その作成に代えて電磁的記  
録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を作成し  
、又は取得している場合には、適用しない。

一 当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提と  
なつた事項（当該特定無形資産国外関連取引を行つた時に当該法人が  
予測したものに限る。次号において同じ。）の内容として財務省令で  
定める事項

二 当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提と  
なつた事項についてその内容と相違する事実が証明した場合における  
その相違することとなる事由（以下この号において「相違事由」と  
いう。）が災害その他これに類するものであるために当該特定無形資  
産国外関連取引を行つた時に当該法人がその発生を予測することが困  
難であること、又は相違事由の発生の可能性（当該特定無形資産国  
外関連取引を行つた時における客観的な事実に基づいて計算されたも  
のであることその他の法令で定める要件を満たすものに限る。）を勘  
案して当該法人が当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定し  
ていたこと。

10 第八項本文の規定は、法人に係る特定無形資産国外関連取引に係る判  
定期間（当該法人と特殊の關係がない者又は当該法人との間で当該特定  
無形資産国外関連取引を行つた国外関連者と特殊の關係にない者から受  
ける同項の特定無形資産の使用その他の行為による収入が最初に生じた  
日（その日が当該特定無形資産国外関連取引が行われた日前である場合  
には、当該特定無形資産国外関連取引が行われた日）を含む事業年度）  
当該最初に生じた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には  
、当該連結事業年度（開始の日から五年を超過する日までの期間をいう  
。以下この項において同じ。）に当該特定無形資産の使用その他の行為  
により生ずることが予測された利益の額と当該判定期間に当該特定無形

資産の使用その他の行為により生じた利益の額とが著しく相違しない場合として政令で定める場合に該当するときは、当該判定期間を経過する

11. 田代において、当該特定無形資産国外開港取引については、適用しない。  
11. 国税庁の当該職員又は法人の納稅地の所轄税務署若しくは所轄国税局

の当該職員が他人に前二項の規定の適用があることを明らかにする書類的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。」又はその写しの提示又は提出を求めた日から六十日（その求めた書類又はその写しが同時文書化対象国外関連取引（第七項の規定の適用がある国外関連取引以外の国外関連取引をいう。次項及び第十七項において同じ。）に係る第六項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第十七項において同じ。）又はその写しに該当する場合には、その提示又は提出を求めた日から四十五日）を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときは、前二項の規定の適用はないものとする。

12 国税庁の当該職員又は法人の納稅地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、法人に各事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第六項に規定する財務省令で定める書類若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれららの提示若しくは提出がなかつたとき、又は法人に各事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格（第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第十七項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備

8 國稅廳の当該職員又は法人の納稅地の所轄稅務署若しくは所轄國稅廳の當該職員が、法人に各事業年度における同時文書化対象国外関連取引（前項の規定の適用がある国外関連取引以外の国外関連取引をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）に係る第六項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第十項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がながつたとき、又は法人に各事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために入重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第十一項において同じ。）若し

備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類（第二号に掲げる方法は、第一号に掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）により算定した金額を第一項に規定する独立企業間価格と推定して、当該法人の当該事業年度の所得の金額又は欠損金額につき更正又は決定をすることができる。ただし、当該事業年度において、当該同時文書化対象国外開運取引につき第八項又は第九項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

## 一・二 省略

13 前項本文の規定は、同項の同時文書化対象国外開運取引につき第十項の規定の適用がある場合には、同項に規定する經過する日数は、適用しない。

14 國税庁の当該職員又は法人の納稅地の所轄稅務署若しくは所轄國稅局の当該職員が、法人に各事業年度における同時文書化免除国外開運取引（第七項の規定の適用がある国外開運取引をいう。以下この項及び第十八項において同じ。）に係る第一項に規定する独立企業間価格（第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するため重要なと認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代え作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第十八項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出がなかつたときは、稅務署長は、前項各号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法は、同項第一号に掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）により算定した金額を第一項に規定する独立企業間価格と推定して、当該法人の当該事業年度の所得の金額又は欠損金額につき更正又は決定をすることができる。ただし、当該事業年度において、当該同時文書化をすることができる。ただし、当該事業年度において、当該同時文書化免除国外開運取引につき第八項又は第九項の規定の適用がある場合は、

くはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらは、稅務署長は、前項各号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法は、同項第一号に掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）により算定した金額を第一項に規定する独立企業間価格と推定して、当該法人の当該事業年度の所得の金額又は欠損金額につき更正又は決定をすることができる。

9 國税庁の当該職員又は法人の納稅地の所轄稅務署若しくは所轄國稅局の当該職員が、法人に各事業年度における同時文書化免除国外開運取引（第七項の規定の適用がある国外開運取引をいう。第十二項において同じ。）に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために重要なと認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第十二項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出がなかつたときは、稅務署長は、前項各号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法は、同項第一号に掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）により算定した金額を第一項に規定する独立企業間価格と推定して、当該法人の当該事業年度の所得の金額又は欠損金額につき更正又は決定をすることができる。

二の限りでなし

**15** 前項本文の規定は、同項の同時文書化免除国外開通取引につき第十項の規定の適用がある場合には、同項に規定する経過する日後は、適用しない。

17 16  
省略  
国税庁の当該職員又は法人の納稅地の所轄稅務署若しくは所轄國稅局

17/16  
國稅局の當該職員又は法人の納稅地の所轄稅務署若しくは所轄國稅局の當該職員は、法人に各事業年度における同時文書化対象國外關連取引に係る第六項に規定する財務省令で定める書類若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して當該職員が指定する日までにこれらのが提示若しくは提出がなかつたとき、又は法人に各事業年度における同時文書化対象國外關連取引に係る第十二項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して當該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたときは、當該法人の当該同時文書化対象國外關連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、當該法人質問し、當該事業に關する帳簿書類を検査し、又は當該帳簿書類（その当該同時文書化対象國外關連取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、當該事業に關する帳簿書類を検査し、又は當該帳簿書類（その提示若しくは提出を求めることができる。

18  
国税庁の当該職員又は法人の納稅地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人に各事業年度における同時文書化免除国外関連取引に係る第十四項に規定する財務省令で定める書類又はその厚しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその厚しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときは、当該法人の各事業年度における同時文書化免除国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するためには必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、

111 101

國税厅の当該職員又は法人の納稅地の所轄稅務署若しくは面轄國稅局の當該職員は、法人に各事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第六項に規定する財務省令で定める書類若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定期する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は法人に各事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第八項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたときは、その必要と認められる範囲内において、当該法人の提出がなかつたときに、当該法人の各事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該法人の当該同時文書化対象国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

12  
国税庁の当該職員又は法人の拠機地の所轄税務課若しくは所轄国税局の当該職員は、法人に各事業年度における同時文書化免除国外関連取引に係る第九項に規定する財務省令で定める書類又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときは、当該法人の各事業年度における同時文書化免除国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するためには必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当

当該法人の当該同時文書化免除国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める事ができる。

省略

21| 20| 19|

国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十七項又は第十八項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

22| 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七項若しくは第十八項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 第十七項又は第十八項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した

者  
省略

23| 24| 25|

法人は、各事業年度において当該法人に係る国外関連者との間で取引を行つた場合には、当該国外関連者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を記載した書類を当該事業年度の確定申告書に添付しなければならない。

26| 法人が当該法人に係る国外関連者との間で行つた取引につき第一項の規定の適用があつた場合において、同項の規定の適用に関する国税通則法第二十三条第一項第一号又は第三号に掲げる事由が生じたときの法人税及び地方法人税に係る同項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「七年」とする。

27| 更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」という。）又は国税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定（以下この項において「賦課決定」という。）で次の各号に掲げるものは、同法第七十条第一項の規定にかかるらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過す

該法人の当該同時文書化免除国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める事ができる。

同上

15| 14| 13|

国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十一項又は第十二項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

16| 同上

一 第十一項若しくは第十二項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第十一項又は第十二項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した

者  
同上

19| 18| 17|

法人は、各事業年度において当該法人に係る国外関連者との間で取引を行つた場合には、当該国外関連者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を記載した書類を当該事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）に添付しなければならない。

20| 法人が当該法人に係る国外関連者との間で行つた取引につき第一項の規定の適用があつた場合において、同項の規定の適用に関する国税通則法第二十三条第一項第一号又は第三号に掲げる事由が生じたときの法人税及び地方法人税に係る同項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

21| 更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」という。）又は国税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定（以下この項において「賦課決定」という。）で次の各号に掲げるものは、同法第七十条第一項の規定にかかるらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過す

る口まで、することができる。この場合において、同条第三項及び同法第七十一条第一項並びに地方法人税法第二十六条第一項及び第三項の規定の適用については、国税通則法第七十条第三項中「の規定により」とあるのは「及び租税特別措置法第六十六条の四第二十項（国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定により」と、「前二項」とあるのは「前二項及び同条第二十七項」と、同法第七十一条第一項中「が前二項」とあるのは「が前条及び租税特別措置法第六十六条の四第二十項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、「前条」とあるのは「前条及び同項」と、地方法人税法第二十六条第一項中「第七十条第三項」とあるのは「第七十条第三項（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四第二十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「更正の請求（同法）とあるのは「更正の請求（国税通則法）と、「及び第二項」とあるのは「及び第二項の規定並びに租税特別措置法第六十六条の四第二十項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、「前二項」とあるのは「前二項及び同項」と、地方法人税法第二十六条第一項中「が前条」と、同条第四項中「第一項又は前項」とあるのは「第一項、前項又は租税特別措置法第六十六条の四第二十一項」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは「が前条及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四第二十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。」」と、「更正の請求（同法）とあるのは「更正の請求（国税通則法）と、「及び第二項の規定」とあるのは「及び第二項の規定並びに租税特別措置法第六十六条の四第二十項の規定」と、「同法第三項」とあるのは「同法第三項（租税特別措置法第六十六条の四第二十項の規定）」と、「又は第一項」とあるのは「国税通則法第七十条第三項」と、「同条第三項中「限る」とあるのは「限り」、租税特別措置法第六十六条の四第二十項の規定により読み替えて適用する場合を含む」と、「同法」とあるのは「国税通則法」と、「又は第一項の規定」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の四第二十項の規定」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の四第二十項の規定及び第一項」とする。

#### 一、四 税 質

- 28 法人が当該法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行ったことに伴い納付すべき税額が過少となり、又は国税通則法第二条第六号に規定する還付金の額が过大となつた法人税及び地方法人税に係る同法第七十二条第一項に規定する国税の徵収権の時効は、同法第七十三条第三項の規定の適用がある場合を除き、当該法人税及び地方法人税の同法第七十二条第一項に規定する法定納期限（同法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定に係るものを除く。）から「一年間は、進行しない。
- 29 前項の場合においては、国税通則法第七十三条第二項ただし書の規定

る口まで、することができる。この場合において、同条第三項及び第四項並びに同法第七十一条第一項並びに地方法人税法第二十六条第一項及び第三項の規定の適用については、国税通則法第七十条第三項中「前二項の規定により」とあるのは「前二項及び租税特別措置法第六十六条の四第二十一項（国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定により」と、「前二項」とあるのは「前二項及び同法第六十六条の四第二十項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、「前条」とあるのは「前条及び同項」と、地方法人税法第二十六条第一項中「が前条」と、「同条第三項」とあるのは「第七十条第三項（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四第二十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「更正の請求（同法）とあるのは「更正の請求（国税通則法）と、「及び第二項の規定」とあるのは「及び第二項の規定並びに租税特別措置法第六十六条の四第二十一項の規定」と、「同法第三項」とあるのは「同法第三項（租税特別措置法第六十六条の四第二十一項の規定）」と、「又は第一項の規定」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の四第二十一項の規定及び第一項の規定」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の四第二十一項の規定及び第一項の規定」とする。

#### 一、四 同 上

- 22 法人が当該法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行ったことに伴い納付すべき税額が過少となり、又は国税通則法第二条第六号に規定する還付金の額が过大となつた法人税及び地方法人税に係る同法第七十二条第一項に規定する国税の徵収権の時効は、同法第七十三条第三項の規定の適用がある場合を除き、当該法人税及び地方法人税の同法第七十二条第一項に規定する法定納期限（同法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定に係るものを除く。）から「一年間は、進行しない。
- 23 前項の場合においては、国税通則法第七十三条第二項ただし書の規定

を準用する。

30 第二十七項の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき法人税及び地方法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「租税特別措置法第六十六条の四第二十一条（国外関連者との取引に係る課税の特例）」の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。

31 省略  
32 外国法人が国外関連者に該当するかどうかの判定に関する事項その他第一項から第十五項まで及び第十九項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）

第六十六条の四の二 法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官又は当該租税条約の条約相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをした場合には、税務署長等（国税通則法第四十六条规定する定する税務署長等をいう。以下この条において同じ。）は、当該申立てに係る前条第二十七項第一号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額及び同項第三号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額（当該申立てに係る条約相手国等との間の租税条約に規定する協議の対象となるものに限る。）並びに当該法人税の額及び地方法人税の額に係る同法第六十九条に規定する加算税の額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、当該申立てをした者の申請に基づき、その納期限（同法第三十七条第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは当該申請の日とする。）から当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく同法第二十六条の規定による更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を超過する日までの期間（第七項において「納税の猶予期間」という。）に限り、その納税を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該法人税の額及び地方法人税の額以外の国税の滞納がある場合は、この限りでない。

を準用する。この場合において、同項ただし書中「一年」とあるのは、「一年」と読み替えるものとする。

24 第二十一項の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき法人税及び地方法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「租税特別措置法第六十六条の四第二十一条（国外関連者との取引に係る課税の特例）」の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。

25 同上  
26 外国法人が国外関連者に該当するかどうかの判定に関する事項その他第一項から第九項まで及び第十三項の規定の適用の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）

第六十六条の四の二 法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官又は当該租税条約の条約相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをした場合には、税務署長等（国税通則法第四十六条第一項に規定する税務署長等をいう。以下この条において同じ。）は、当該申立てに係る前条第二十一項第一号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額及び同項第三号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額（当該申立てに係る条約相手国等との間の租税条約に規定する協議の対象となるものに限る。）並びに当該法人税の額及び地方法人税の額に係る同法第六十九条に規定する加算税の額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、当該申立てをした者の申請に基づき、その納期限（同法第三十七条第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは当該申請の日とする。）から当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく同法第二十六条の規定による更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を超過する日までの期間（第七項において「納税の猶予期間」という。）に限り、その納税を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該法人税の額及び地方法人税の額以外の国税の滞納がある場合は、この限りでない。

## (外国法人の内部取引に係る課税の特例)

## 第六十六条の四の三 省略

2-4 省略

- 5 外国法人の当該事業年度の前事業年度の内部取引（当該外国法人が当該事業年度において恒久的施設を有することとなつた場合には、当該事業年度の内部取引）が次のいずれにも該当する場合又は当該事業年度の前事業年度の内部取引がない場合として政令で定める場合には、当該外国法人の当該事業年度の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類については、前項の規定は、適用しない。

## 一 者略

- 二 内部取引（無形資産（有形資産及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）の譲渡若しくは貸付け（無形資産に係る権利の設定その他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものに限る。）の対価の額とした額の合計額が三億円未満であること。

6

- 國税庁の当該職員又は外国法人の納稅地の所轄稅務署若しくは所轄國稅局の当該職員は、外國法人に各事業年度における同時文書化対象内部取引（前項の規定の適用がある内部取引以外の内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第四項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は外國法人に各事業年度における同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格（第十四項において準用する第六十六条の四第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場

## (外国法人の内部取引に係る課税の特例)

## 第六十六条の三 同上

2-4 同上

5 同上

## 一 同上

- 二 内部取引（特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものに限る。）の対価の額とした額の合計額が三億円未満であること。

6

- 國税庁の当該職員又は外國法人の納稅地の所轄稅務署若しくは所轄國稅局の当該職員は、外國法人に各事業年度における同時文書化対象内部取引（前項の規定の適用がある内部取引以外の内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第四項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は外國法人に各事業年度における同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格（第十四項において準用する第六十六条の四第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場

る場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。) 著しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたときに、当該外国法人の各事業年度における同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立金銭開帳権を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該外国法人の当該同時文書化対象内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を検査し、又は当該帳簿書類(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたときに、当該外国法人の各事業年度における同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するためには、その必要と認められる範囲内において、当該外国法人の当該同時文書化対象内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

国税庁の些詮職員又は外国法人の納稅地の所轄稅務署しくは所轄國稅局の當該職員は、外國法人に各事業年度における同時文書化免除内部取引（第五項の規定のある内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第一項に規定する独立企業間価格（第十四項において準用する第六十六条の四第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その指示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めめた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘察して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときには、当該外國法人の各事業年度における同時文書化免除内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該外國法人の当該同時文書化免除内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する

7  
税局の当該職員又は外国法人の就務地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、外国法人に各事業年度における同時文書化免除内部取引（第五項の規定の適用がある内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために重要なと認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときは、当該外国法人の各事業年度における同時文書化免除内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該外国法人の当該同時文書化免除内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

第三十一項まで並びに前条の規定は、恒久的施設を有する外国法人の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 第六十六条の四<br>第四項 | 第六十六条の四<br>省 略                 |                                | 第六十六条の四<br>省 略 |                |
|----------------|--------------------------------|--------------------------------|----------------|----------------|
|                | 省 略                            | 省 略                            | 省 略            | 省 略            |
| 第六十六条の四<br>第八項 | の対価の額                          | の対価の額とした額                      | 第六十六条の四の三第二項各号 | 第六十六条の四の三第二項各号 |
| 第一項各号          | につけ支払われるべき対価の額                 | の対価の額とされるべき額                   | 第六十六条の四の三第二項各号 | 第六十六条の四の三第二項各号 |
| 第一項            | を同条第一項                         | を同条第一項                         | 同 上            | 同 上            |
| 所得             | 法人税法第一百四十一項第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得 | 法人税法第一百四十一項第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得 | 同 上            | 同 上            |
| 法人税法           | 同法                             | 同法                             | 同 上            | 同 上            |
| ならば第一項         | ならば第六十六条の四の三第一項                | ならば第六十六条の四の三第一項                | 同 上            | 同 上            |
| 対価の額           | 対価の額とした額                       | 対価の額とした額                       | 同 上            | 同 上            |

|  | 同 上 |     | 同 上 |     |
|--|-----|-----|-----|-----|
|  | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
|  | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
|  | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |

また並びに前条の規定は、恒久的施設を有する外国法人の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                    |                                      |  |                                  |                                      |
|--------------------|--------------------------------------|--|----------------------------------|--------------------------------------|
|                    |                                      |  |                                  |                                      |
| 第六十六条の四<br>第十二項第一号 | 第二項第一号口                              | 所得                                     | として財務省令<br>として同条第六項に規定する<br>財務省令 | 第六十六条の四の三第四項<br>同条第一項                |
| 第六十六条の四<br>第十二項第一号 | 第六十六条の四の三第二項第一号口                     | 法人税法第二百四十一條第一号<br>イに掲げる国内源泉所得に係<br>る所得 | 同時文書化対象國<br>外閣連取引                | 第六項<br>同条第四項                         |
| 第六十六条の四<br>第十二項    | 第六十六条の四の三第六項に規<br>定する同時文書化対象内部取<br>引 | 同時文書化対象國<br>外閣連取引                      | 第六項<br>同条第四項                     | 第六十六条の四の三第六項に規<br>定する同時文書化対象内部取<br>引 |

|                   |      |   |  |                |
|-------------------|------|---|--|----------------|
|                   |      |   |  | 第六十六條の四<br>第八項 |
| 第六十六條の四<br>第八項第一号 | 同上   | 同時文書化対象国外<br>外関連取引（前項<br>の規定の適用があ<br>る国外関連取引以<br>外の国外関連取引<br>引） | 同時文書化対象国内<br>部取引（第六<br>六十條の四の三第六項に規<br>定する同時文書化対象内部取<br>引）                                 | 第六項            |
| 第六十六條の四<br>第八項第一号 | 法人税法 | 同時文書化対象国外<br>外関連取引に係る<br>第一項<br>として財務省令<br>所徴<br>同法             | 同時文書化対象内部取引に係<br>る同条第一項<br>として同条第六項に規定する<br>財務省令<br>法人税法第二百四十一條第一号<br>イに掲げる国内源泉所得に係<br>る所得 | 同条第四項          |
| 第六十六條の四<br>第八項第一号 | 同上   | 同上  | 同上   | 同上             |

| 第六十六条の四<br>第十一項第二号    | 第一項第一項二<br>一号                  | 第六十六条の四の三第一項第一項<br>第一項二号     |
|-----------------------|--------------------------------|------------------------------|
| 第六十六条の四<br>第十三項       | 同時文書化対象國<br>外閣連取引              | 同時文書化対象國<br>外閣連取引            |
| 第六十六条の四<br>第十四項       | 同時文書化免除國<br>外閣連取引              | 同時文書化免除國<br>外閣連取引            |
| 第七項の規定の適用がある国外関連取引    | 第六十六条の四の三第七項に規定する同時文書化免除内部取引   | 第六十六条の四の三第七項に規定する同時文書化免除内部取引 |
| 第一項                   | 同条第一項                          | 同条第一項                        |
| 財務省令                  | 同条第七項に規定する財務省令                 | 同条第七項に規定する財務省令               |
| 所得                    | 法人税法第一百四十一條第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得 | 同条第十四項において準用する前項各号           |
| 第六十六条の四<br>第十五項       | 同時文書化免除国<br>外閣連取引              | 同時文書化免除内部取引                  |
| 第六十六条の四の三第一項に当該国外関連者の | 第六十六条の四の三第一項に                  | 第六十六条の四の三第一項に                |

| 第六十六条の四<br>同上 | 第六十六条の四<br>同上 | 第六十六条の四<br>同上 |
|---------------|---------------|---------------|
| 第六十六条の四<br>同上 | 第六十六条の四<br>同上 | 第六十六条の四<br>同上 |

| 第二十五項      | 名稱及び本店又は主たる事務所の                    | 第六十六条の四                            | 同項の                   |
|------------|------------------------------------|------------------------------------|-----------------------|
| 第六十六項      | 第六十六条の四                            | 第六十六条の四                            | 第六十六条の三第一項の           |
| 第二十六項      | 第六十六条の四                            | 第六十六条の四                            | 第六十六条の三第一項の           |
| 第二十七項      | 第六十六条の四                            | 第六十六条の四                            | 第六十六条の三第一項の           |
| 十七項(一)     | 租税特別措置法第六十六条の四第一項(一)               | 租税特別措置法第六十六条の四第一項(一)               | 租税特別措置法第六十六条の三第一項の    |
| 並びに租税特別措置法 | 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十号)第六十六条の三第一項(一) | 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十号)第六十六条の三第一項(一) | 租税特別措置法第六十六条の三第一項の    |
| 並びに租税特別措置法 | 並びに租税特別措置法第六十六条の三第一項(一)            | 並びに租税特別措置法第六十六条の三第一項(一)            | 並びに租税特別措置法第六十六条の三第一項の |

| 第六十九項 | 第六十六条の四<br>第二十項 | 第六十六条の四<br>第二十一項  | 第六十六条の四<br>第二十二項  |
|-------|-----------------|---|---|
| 同上    | 同上              | 租税特別措置法第六十六条の四の二第十四項(外国法人の内部取引に係る課税の特例)において準用する同法第六十六条の四第十一項(及び同法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法) | 租税特別措置法第六十六条の四の二第十四項(外国法人の内部取引に係る課税の特例)において準用する同法第六十六条の四第十一項(及び同法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法) |
| 同上    | 同上              | 又は租税特別措置法第六十六条の四の二第十四項において準用する同法  | 又は租税特別措置法第六十六条の四の二第十四項において準用する同法  |
| 同上    | 同上              |   |   |

|                                    |  |                 |         |   |                  |   |   |   |
|------------------------------------|--|-----------------|---------|---|------------------|---|---|---|
|                                    |  |                 |         |   |                  |   |   |   |
| 第六十六条の四<br>第二十七項第一<br>号及び第二十八<br>項 | 当該法人に係る国<br>外関連者との取引<br>を第一項に規定す<br>る独立企業間価格と<br>異なる対価の額とし<br>て行つた | 第六十六条の四<br>第三十項 | 租税特別措置法 | 租税特別措置法第六十六条の<br>四の三第十四項（外国法人の<br>内部取引に係る課税の特例）<br>において準用する同法 | 第六十六条の四<br>第三十一項 | 法人と当該法人に<br>係る国外関連者<br>による国外関連取引に<br>係る第一項                            | 第六十六条の四の三第一項に<br>規定する内部取引に係る同項  | 第六十六条の四の三第一項に<br>規定する内部取引の対価の額<br>とした額を同項に規定する独<br>立企業間価格と異なる額とし<br>た |
| 省略                                 | 省略   | 省略              | 省略      | 省略  | 省略               | 第六十六条の四<br>第三十一項  | 第六十六条の四の三第一項に<br>規定する内部取引の対価の額<br>とした額を同項に規定する独<br>立企業間価格と異なる額とし<br>た | 第六十六条の四の三第一項に<br>規定する内部取引の対価の額<br>とした額を同項に規定する独<br>立企業間価格と異なる額とし<br>た |
| 省略                                 | 省略   | 省略              | 省略      | 省略  | 省略               | 第六十六条の四の三第一項に<br>規定する内部取引の対価の額<br>とした額を同項に規定する独<br>立企業間価格と異なる額とし<br>た | 第六十六条の四の三第一項に<br>規定する内部取引の対価の額<br>とした額を同項に規定する独<br>立企業間価格と異なる額とし<br>た | 第六十六条の四の三第一項に<br>規定する内部取引の対価の額<br>とした額を同項に規定する独<br>立企業間価格と異なる額とし<br>た |
| 第六十六条の四<br>第二十七項第一<br>号及び第二十八<br>項 | 当該法人に係る国<br>外関連者との取引<br>を第一項に規定す<br>る独立企業間価格と<br>異なる対価の額とし<br>て行つた | 第六十六条の四<br>第三十項 | 租税特別措置法 | 租税特別措置法第六十六条の<br>四の三第十四項（外国法人の<br>内部取引に係る課税の特例）<br>において準用する同法 | 第六十六条の四<br>第三十一項 | 法人と当該法人に<br>係る国外関連者<br>による国外関連取引に<br>係る第一項                            | 第六十六条の四の三第一項に<br>規定する内部取引に係る同項  | 第六十六条の四の三第一項に<br>規定する内部取引の対価の額<br>とした額を同項に規定する独<br>立企業間価格と異なる額とし<br>た |

15 省略

省略 省略

15 同上

同上 同上

### 第七節の三 支払利子等に係る課税の特例

#### 第一款 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例

##### 第六十六条の五 省略

###### 2・3 省略

4 第一項の規定は、当該内国外法人の当該事業年度に係る同項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額が当該内国外法人の当該事業年度に係る次条第一項に規定する超える部分の金額を下回る場合には、適用しない。ただし、同条第二項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

###### 5・10 省略

#### 第二款 対象純支払利子等に係る課税の特例

##### 第六十六条の五 同上

###### 2・3 同上

4 第一項の規定は、当該内国外法人の当該事業年度に係る同項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額が当該内国外法人の当該事業年度に係る次条第一項に規定する超える部分の金額を下回る場合には、適用しない。ただし、同条第四項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

###### 5・10 同上

#### 第二款 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例

##### （関連者等に係る支払利子等の損金不算入）

第六十六条の五の一 法人の平成二十五年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該法人の当該事業年度の対象支払利子等の額の合計額（以下この項、次項第六号及び第三項第二号イにおいて「対象支払利子等の額の合計額」という。）から当該事業年度の控除対象受取利子等合計額を控除した残額（以下この項及び第三項において「対象純支払利子等の額」という。）が当該法人の当該事業年度の調整所得金額（当該対象純支払利子等の額と比較するための基準とすべき所得の金額として政令で定める金額をいう。）の百分の二十に相当する金額を超える場合には、当該法人の当該事業年度の対象支払利子等合計額のうちその超える部分の金額に相当する金額は、当該法人の当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める

2 この条において、「関連者支払利子等の額」とは、法人の関連者等（次